沼田町通学路安全推進会議設置要領

（目　　的）

第１条　沼田町の小中学校における通学路の交通安全等の確保を図るため、沼田町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）通学路の合同点検、安全対策内容の検討、対策の実施に関すること。

　（２）通学路の安全推進に関する基本方針の策定に関すること。

　（３）前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全・防犯対策として必要な事項に関すること。

（組　　織）

第３条　推進会議は、別表に掲げる交通安全・防犯等に関係する団体等をもって組織し、委員長を置く。

２　委員長は、沼田町教育委員会事務局教育課長をもって充てる。

３　委員長は会議を代表し、会務を総理する。

（会　　議）

第４条　推進会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。

　　２　委員長が必要と認める場合は、別表に掲げる団体等以外のものを召集することができる。

（庶　　務）

第５条　推進会議の庶務は、沼田町教育委員会において処理する。

（補　　足）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２８年８月１日から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 団　　体　　名 |
| 国 | 北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所 |
| 北海道 | 北海道警察旭川方面本部沼田警察署  北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所 |
| 学校関係 | 沼田町立沼田小学校  沼田町立沼田中学校 |
| 町内会組織 | 沼田町自治振興協議会 |
| 防犯団体 | 沼田町防犯協会沼田支部 |
| 沼田町 | 沼田町建設課  沼田町教育委員会 |